

## 家畜疾病経営維持資金融通事業（クイック融資メニューを除く）

### 1 事業の目的

畜産経営において伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜等の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融資し、畜産経営の維持に資するものとする。

### 2 事業の内容

家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営者に、経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料の購入等に要する資金を融通した融資機関に対して、利子補給を行う。

#### (1) 貸付対象者

##### ① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

##### ② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者

##### ③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

#### (2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払等家畜経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

#### (3) 貸付条件（利率は令和7年5月15日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	(個人) 2,000万円 (法人) 8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛 13万円、肥育牛 13万円、繁殖雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、家きん 5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊 1.3万円	
償還期間	7年以内		
うち据置期間	3年以内		
貸付利率	1.525%以内		1.800%以内
利子補給率	1.525%以内		1.010%以内

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合

4 事業実施主体 公益社団法人 中央畜産会

5 融資枠（令和4年度～令和8年度）60億円



クイック融資メニュー  
(家畜疾病経営維持資金融通事業：経営再開資金)

**1 事業の目的**

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫等の家畜伝染病の発生直後に急激に悪化する畜産経営者の資金繰りに対して迅速に資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

**2 事業の内容**

本メニューにより資金を融通した融資機関に対し、利子補給を行うとともに、農業信用基金協会（基金協会）が債務保証をする場合において、保証料免除のために基金協会に対して保証交付金の交付を行う。

**(1) 貸付対象者**

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者であって、以下のいずれにも該当しない者

- ア 都道府県に対する異常家畜の通報が大幅に遅延した疑いのある者
- イ 疾病発生に際し飼養家畜に異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該家畜伝染病のまん延につながる行動をとった疑いのある者
- ウ 対象家畜伝染病の発生時に当該家畜伝染病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

**(2) 資金使途**

経営安定計画に基づいて畜産経営の安定を図るのに必要な資金

**(3) 貸付条件（利率は令和7年4月1日現在）**

- ア 貸付限度額  
次の（ア）又は（イ）のいずれか低い額  
（ア）手当金等交付見込み額  
単価（※）×殺処分頭羽数

※過去5年間の手当金交付時の1頭羽当たりの評価実績額の平均値に0.8を乗じたもの。

- （イ）3億円（複数発生がある場合は3億円×発生事例数）

畜種	単価（円/頭・羽）	畜種	単価（円/頭・羽）
肉用牛	552,532	採卵種鶏	2,217
乳用牛	296,822	肉用鶏	374
繁殖豚（雄）	104,919	肉用種鶏	1,817
繁殖豚（雌）	71,936	うずら	186
肥育豚	16,030	あひる	2,767
哺乳豚	2,680	あひる雛	252
採卵鶏	839	だちょう（エミューを含む。）	180,788
採卵鶏雛	415	きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	2,767

- イ 償還期限及び償還方法 2年以内。償還期限にかかわらず手当金交付時に一括償還
- ウ 貸付利率 無利子（利子補給率＝貸付時の基準金利）

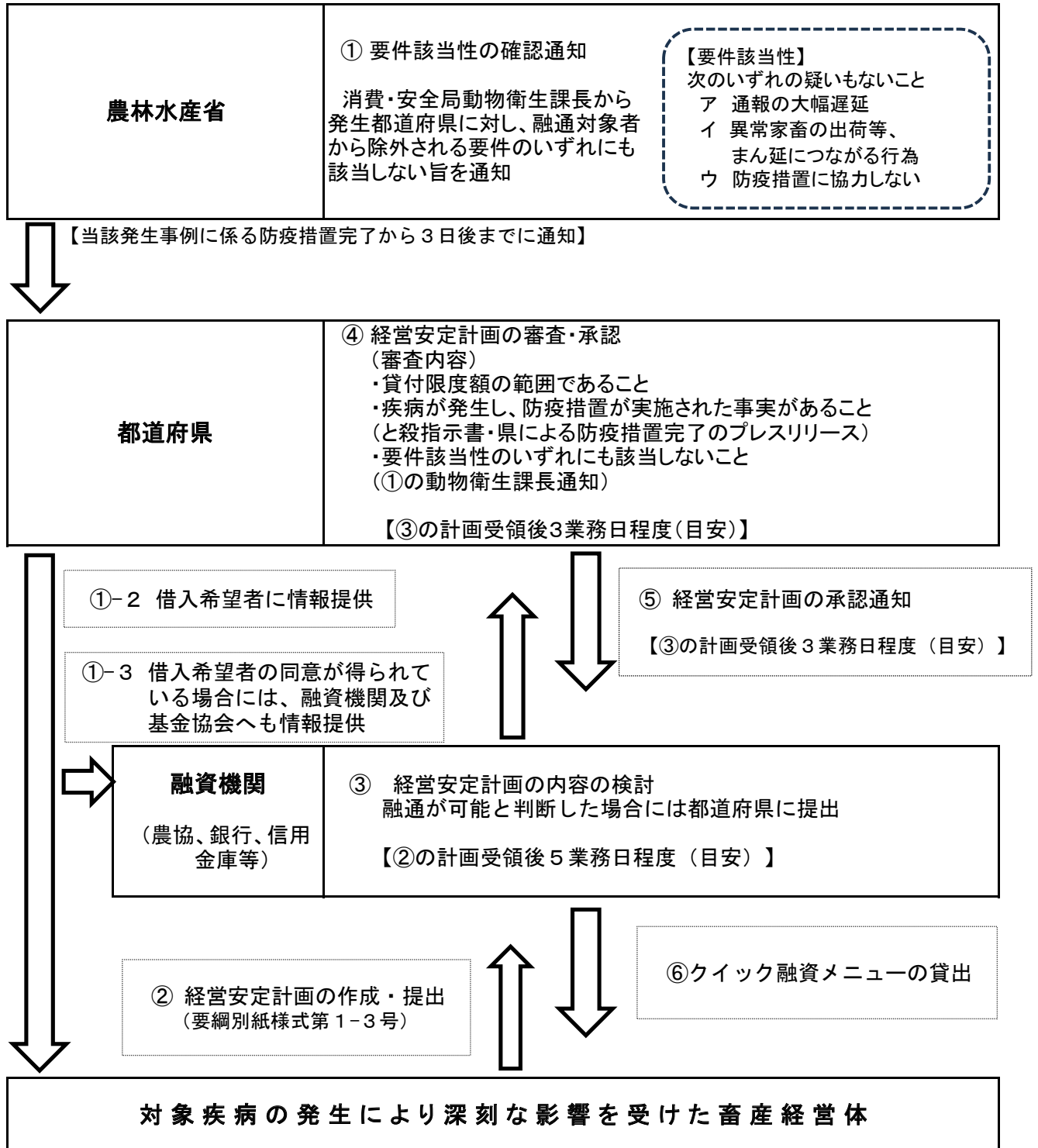
**3 融資機関** 農協、農協連、共済連、農林中央金庫、銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合等

**4 事業実施主体** 公益社団法人 中央畜産会

**5 融資枠**（令和4年度～令和8年度）60億円

## クイック融資メニュー（計画承認・貸付の流れ）

（家畜疾病経営維持資金融通事業：経営再開資金）



未 定 稿

家畜疾病経営維持資金に係る一問一答集

令和7年4月1日

独立行政法人 農畜産業振興機構

公益社団法人 中央畜産会

## 目 次

1. 共通事項（クイック融資メニューを除く。）	
（問1）家畜疾病経営維持資金とは、どのような内容の資金ですか。……………	1
（問2）本事業の補助を受ける要件は、法定伝染病の発生に限られるのですか。……………	1
（問3）本事業の補助の仕組みはどのようなものですか。……………	1
（問4）融資枠はいくらですか。……………	1
（問5）借入手続きはどうすればいいですか。……………	1
（問6）資金の貸付対象者いかに。……………	1
（問7）令和2年2月5日付けで公布・施行された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）」により、アフリカ豚熱（ASF）が豚等の飼養農場で発生し、又は野生いのししにおいて陽性が確認された場合に、予防的殺処分が実施できるようになりましたが、予防的殺処分が行われた経営については、経営再開資金の貸付対象となりますか。……………	2
（問8）家伝法第32条に基づき疫学関連家畜又は疫学関連家さんの飼養農場として家畜等の移動が制限され、経営継続が困難となった経営は、経営継続資金の貸付対象となりますか。……………	2
（問9）経営継続資金の対象家畜伝染病の感染の疑いが生じた場合に、都道府県の要請により移動を自粛した者は、経営継続資金の貸付対象となりますか。……………	2
（問10）都道府県知事による家伝法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令によりワクチン接種が行われ、出荷停止等による影響を受けた経営は、本資金の貸付対象となりますか。なる場合は、どの資金ですか。……………	2
（問11）令和4年2月14日施行の要綱改正で、対象が拡大となったのは具体的にどのような生産者ですか。……………	2
（問12）移動制限区域内においては、経営継続資金のほかに経営維持資金も対象となると考えられるが、その場合の両資金の仕分けはどのようになっているのですか。……………	2
（問13）株式会社や農協は貸付対象となりますか。……………	2
（問14）預託により家畜を飼養しているが、対象となりますか。……………	3
（問15）任意団体は貸付対象者となりますか。……………	3
（問16）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの場合に、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等を対象とせず、養鶏経営のみを対象とする理由を教えてください。……………	3
（問17）種豚を飼養し、繁殖豚や精液を販売する経営については、当該資金の対象となりますか。……………	3
（問18）イノブタ又はいのししを飼養する畜産経営体は本資金の対象となりますか。……………	3
（問19）貸付実行日以前につなぎ資金として借り入れたものを、本資金で借り換えることは可能ですか。……………	3
（問20）本資金を営農貸越や未払金へ充当することは可能ですか。……………	3
（問21）資金使途のうち「その他の畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費」とは、具体的にどのようなものですか。……………	4
（問22）資金使途について「既往負債の借換えを除く」とありますが、どのような場合が既往負債の借換えに当たりますか。……………	4
（問23）経営再開資金の資金使途として、雇用主の報酬を対象とすることは可能ですか。特に法人の場合はどうですか。……………	4
（問24）融資機関はどのようなところですか。……………	4
（問25）貸付限度額いかに。……………	4
（問26）経営継続資金又は経営維持資金の貸付限度額を算定する際の頭羽数とは、飼養頭羽数ですか。それとも患畜及び疑似患畜の頭羽数ですか。……………	5

(問 2 7) 借入計画額にかかる留意点はありますか。……………	5
(問 2 8) 家伝法に基づいて交付される手当金、家畜防疫互助金等の交付金相当額は、再開等に必要なものとして積み上げた借入計画額から差し引くのですか。……………	5
(問 2 9) 融資は1回限りですか。……………	5
(問 3 0) 償還期限はどのようになっていますか。……………	5
(問 3 1) 償還方法や償還計画額の設定方法に決まりはありますか。……………	6
(問 3 2) 元金均等償還について、月払いや四半期払いによる対応は可能ですか。また、借入金の償還期限前に余裕ができた場合は、繰上償還が可能ですか。……………	6
(問 3 3) 貸付利率及び利子補給率はどのように決められるのですか。……………	6
(問 3 4) 貸付利率及び利子補給率は固定型ですか。……………	6
(問 3 5) 本事業における担保及び保証人の考え方について教えてください。……………	6
(問 3 6) 商系の農家であり、農協との取引がないので、農業信用基金協会の保証が受けにくいのではないですか。……………	7
(問 3 7) 家畜疾病経営維持資金とその他の資金を併せて借入することは可能ですか。……	7
(問 3 8) 本資金管理のため、専用の新たな口座を開設する必要はありますか。……………	7

## 2. 経営維持計画について

(問 3 9) 借入のために必要な経営維持計画書様式等の書類はどこで入手すればよいですか。……………	7
(問 4 0) 全国又は複数県に展開している畜産経営体の場合、農場単位で経営維持計画を作成するのですか。また、農場が複数県にまたがっている場合、どこに申請すればよいですか。……………	7
(問 4 1) 当該経営体が同一県内に複数の農場を有しており、その複数の農場で殺処分が行われた場合、経営再開資金の貸付限度額はどのようになるのですか。……………	7
(問 4 2) 当該経営体が複数の農場を有しており、発生農場と移動制限区域内の農場を共に有している場合、経営継続資金と経営再開資金の両方を借りることは可能ですか。……	8
(問 4 3) 個人向けとして、別紙様式第1-1号(経営再開資金)又は別紙様式第1-2号(経営継続資金・経営維持資金)に添付する別紙1-1(経営再開資金・個人)又は1-3の経営収支計画(経営継続資金及び経営維持資金・個人)を作成する際、(注)で「現金収支に係る金額のみ」とあるが、その趣旨はどういうことですか。……………	8
(問 4 4) 前問にある現金収支のみでは、会計手法の相違により前年度実績の書類と内容が異なることも考えられるが、その場合の取り扱いはどうすればよいですか。……………	8
(問 4 5) 経営継続資金の申込みのため経営維持計画を作成するに当たり、別紙1-3(経営継続資金及び経営維持資金・個人)及び1-4の経営収支計画(同・法人)の所要額等計算書の前年実績や本年計画等については、当該経営の事業年度でよいのか。また、経営再開資金には本年度欄がないが、考え方を教えてください。……………	8
(問 4 6) 経営収支計画のうち、減価償却費はどのように取り扱うのですか。……………	8
(問 4 7) 経営維持計画の作成上、手当金等(家畜伝染病予防法第58条第1項に規定する手当金及び同条第2項に規定する特別手当金をいう。以下同じ。)はどの欄に記入したらよいですか。……………	9
(問 4 8) 別紙1-1から1-4までの収支計画の「うち国の奨励金」に記入する場合、手当金等が支給されないことには記入できないが、これにより申請手続きが遅れることにならないですか。……………	9
(問 4 9) 別紙2-1及び2-2の「借入金の状況及び償還計画」の表の「年 月末残高」とは、どの時点の残高を指すのですか。……………	9
(問 5 0) 別紙2-2の「借入金の状況及び償還計画」を作成した結果、当年度の償還財源と償還元金との差額が赤字でないと本資金を借入れられないのですか。……………	9

(問 5 1) 別紙 2-1 及び 2-2 の「借入金の状況及び償還計画」で、次年度以降赤字の場合は融資困難と単年度で判断するのですか、若しくは償還期間内全体で判断するのですか。.....	9
(問 5 2) 別紙 2-2 の償還計画（経営継続資金・経営維持資金）の当年度の償還元金の内数として「影響を受けた期間の償還分」を記載する欄があるが、何のために記載するのですか。.....	9
(問 5 3) 複数部門（飼料販売、加工等）をもつ経営の場合、収支・償還計画は経営全体で作成しても構わないですか。.....	10
(問 5 4) 申請に際し、添付書類はどの程度まで必要です。たとえ添付が無くても経営規模等から判断し、妥当な金額であれば証拠書類と認めていいのですか。また、法人の場合も同様ですか。.....	10
(問 5 5) 証拠書類の整備は必要ですか。.....	10
(問 5 6) 経営維持計画を受理してから県が承認するまでに長期間かかっても問題ないのですか。.....	10
(問 5 7) 都道府県知事が承認する場合の判断基準はないのですか。承認行為のみ委任されても困ります。.....	10
(問 5 8) 経営維持計画の承認に当たり、県では承認基準を設けて審査を実施しているが、機構承認案件についても承認基準を明確にしていだけないのですか。.....	10
(問 5 9) 農場が複数県に所在しそれぞれの農場で申請があった場合、各県では全体の判断が困難な場合があるので、こうしたケースでは機構承認とすることはできないのですか。.....	10
(問 6 0) 融資機関が仮に当初の償還計画を超えて貸付が可能な場合、償還期限及び据置期間の変更を行い融資を継続することは可能ですか。また、その場合に利子補給を受けることは可能ですか。.....	11
(問 6 1) 実施要綱別添 2 の第 3 の 3 の（10）において、経営維持計画の内容を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、都道府県知事に変更後の経営維持計画の承認を受けることとなっていますが、軽微な変更とは何を指しますか。.....	11
(問 6 2) 令和 4 年 2 月 1 4 日施行の要綱改正で拡大となった経営継続資金 b・c の要件に適合する場合の別紙様式第 1-2 の 6 はどのように記載したらよいのですか。.....	11

### 3. 経営維持資金

(問 6 3) 家畜疾病経営維持資金において、経営維持資金を創設した理由は何ですか。.....	11
(問 6 4) 経営維持資金の対象地域はどこですか。.....	11
(問 6 5) どのような畜種を飼養している経営体が対象ですか。.....	11
(問 6 6) 貸付要件は農家ごとに見るのですか。.....	12
(問 6 7) 畜産経営以外にレストランを営んでいる複合経営体の場合、どのように取り扱うのですか。.....	12
(問 6 8) 都道府県知事による家伝法第 6 条に基づく予防的ワクチン接種命令によりワクチン接種が行われた生産者の場合、提出する書類として特に必要となるものはありますか。.....	12
(問 6 9) 家畜伝染病等の発生と風評被害による経済的影響との関係はどう判断するのですか。出荷減少等の客観的理由を証する書類は何か必要ですか。.....	12
(問 7 0) 経営維持資金において、過去の売上を証明する伝票等証拠書類を紛失している場合は、証拠書類不足として借りられないのですか。.....	12
(問 7 1) 貸付対象者の要件の直近 1 か月、直近 1 年間等の起点と終点はどのように取り扱うのですか。.....	12
(問 7 2) 直近とは、経営維持計画作成日の直近の出荷分でよいのですか。.....	12
(問 7 3) 貸付対象者の要件のうち、1 kg 当たり換算額又は 1 頭当たり換算額としているの	



- は何故ですか。販売額でもよいのではないですか。…………… 13
- (問 7 4) 1 k g 当たり換算額又は1頭当たり換算額を算出するに当たり、出荷後に返品された又は出荷できずに滞貨している畜産物はどのように取り扱うのですか。……………13
- (問 7 5) 出荷していない場合の1 k g 当たり換算額又は1頭当たり換算額は0円でいいですか。…………… 13
- (問 7 6) 種豚を飼養し、繁殖豚及び精液を販売する経営の場合、1頭当たり換算額はどのように算出すればいいですか。また、繁殖豚や精液が販売できなくなったために、と畜場に当該種豚を出荷した場合は、どのように算出しますか。…………… 13
- (問 7 7) 出荷量は減少したが、1 k g 当たり換算額又は1頭当たり換算額が2割以上減少していない場合は、対象にならないのですか。…………… 13
- (問 7 8) 経営維持資金の利子補給率の地元負担分はどこが負担するのですか。融資機関に負担させてもよいですか。…………… 13
- (問 7 9) 経営維持資金の利子補給の地元負担分を用意するまでは、貸付実行できないのですか。…………… 14
- (問 8 0) めん羊及び山羊の場合は、貸付額に関わらず、理事長の承認となるのですか。また、牛、豚及び家きんのような販売に係る1頭当たり換算額等の要件が示されていませんが、どのように承認するのですか。…………… 14

#### 4. その他

- (問 8 1) 本資金を家畜の購入費等に充当する場合等において、資金が貸付けられる前に当該家畜の導入等を行ってもよいですか。…………… 14
- (問 8 2) 融資機関が(公社)中央畜産会に対して利子補給金を請求する前に、知事の承認を受けることとなっていますが、どのような手続ですか。…………… 14
- (問 8 3) 経営維持資金の利子補給に関する(公社)中央畜産会と融資機関との契約はいつまでに締結しなければならないのですか。…………… 14

#### 5. 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

- (問 8 4) 令和4年6月1日以降、経営維持計画に係る承認は、家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行うこととなりましたが、どのような経緯ですか。…………… 14
- (問 8 5) 飼養衛生管理基準の遵守状況はどのように行えばよいですか。…………… 15
- (問 8 6) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した結果、不遵守事項があった場合はどうなりますか。…………… 15

#### 6. クイック融資メニュー

- (問 8 7) クイック融資メニューとはどのような資金ですか。……………15
- (問 8 8) クイック融資メニューと通常メニューの違いを教えてください。……………15
- (問 8 9) 本事業の補助の仕組みはどのようなものですか。……………16
- (問 9 0) 対象疾病はどんな疾病ですか。……………16
- (問 9 1) クイック融資メニューの融通対象者について教えてください。対象疾病が発生した農場であれば、誰でもクイック融資メニューを活用できるのですか。……………16
- (問 9 2) 融通対象者の要件該当性の判断は農家ごとに行われるのですか。一度でも要件に該当しないと判断されれば、今後一切活用できなくなってしまうのですか。……………16
- (問 9 3) 借入に当たって、借入希望者はどのような手続きを行えばよいのですか。……………16
- (問 9 4) 資金を融通できる融資機関はどのようなところですか。……………16
- (問 9 5) 通常メニューのように、都道府県知事が資金を融通できる融資機関を指定しなくてもよいのですか。……………17
- (問 9 6) 資金の使途について、「経営安定計画に基づいて畜産経営の安定を図るための必要な資金」とは具体的にどのようなものですか。……………17

- (問 9 7) 貸付限度額はどのように算定すればよいのですか。……………17
- (問 9 8) 貸付限度額は手当金等交付見込み額とされていますが、実際に交付される手当金等の額が貸付限度額よりも大幅に少なくなることはないのですか。……………17
- (問 9 9) 家畜の殺処分頭羽数は、経営安定計画に添付すると殺指示書に記載された羽数とすればよいのですか。……………22
- (問 1 0 0) 貸付利率及び利子補給率はどのように決められるのですか。……………23
- (問 1 0 1) 貸付利率及び利子補給率は固定型ですか。……………23
- (問 1 0 2) クイック融資メニューの償還期限はどのようになっていますか。……………23
- (問 1 0 3) なぜ、償還期限にかかわらず、手当金等が交付されたら速やかに償還しないといけないのですか。また、具体的に手当金等交付後何日後までに償還しないといけないのですか。……………23
- (問 1 0 4) 融資機関や都道府県が行う手続きについて、「5業務日程度」や「3業務日程度」といった具体的な日数が掲げられていますが、これらの日数を超過した場合の罰則規定はあるのですか。……………23
- (問 1 0 5) 迅速な計画審査のためのポイントを教えてください。……………23
- (問 1 0 6) 農業信用基金協会の保証を受けなければならないのですか。……………24
- (問 1 0 7) 農業信用基金協会の保証を受けようとする場合、都道府県として、可能な限り迅速に保証契約を提出するため、事前に借入希望者の情報を基金協会等必要な機関に提供したいのですが、可能ですか。……………24
- (問 1 0 8) 複数部門(飼料販売、加工等)をもつ経営の場合、これらの部門の経営状況も含めて経営安定計画を作成してもよいのですか。……………24
- (問 1 0 9) 経営安定計画に添付するため、借入金・リースの返済予定表として、償還計画表を作成する必要がありますか。…………… 24
- (問 1 1 0) クイック融資メニューにおいても、貸付に当たり飼養衛生管理基準の遵守状況を確認しないといけないのですか。…………… 24

## 1. 共通事項（クイック融資メニューを除く。）

### （全般）

（問1）家畜疾病経営維持資金とは、どのような内容の資金ですか。

（答）畜産経営において、広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなります。

家畜疾病経営維持資金は、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）第2条第1項に規定する家畜伝染病の発生等により、広範囲にわたり畜産経営に重大な支障を与えると農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）が認めた場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を一定の貸付条件により融通する融資機関に対して利子補給を行い、畜産経営の維持に資するものです。

当該資金の対象家畜伝染病として、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、TSE、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが指定されています。

（問2）本事業の補助を受ける要件は、法定伝染病の発生に限られるのですか。

（答）広範囲にわたり畜産経営に重大な支障を与える可能性が高い疾病は、「家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病（法定伝染病）」ですが、令和6年11月に国内で初めて発生したランピースキン病のように、自然治癒するものの、発症牛由来の畜産物等の移動・出荷自粛が必要となるなど、法定伝染病ではなくても広範囲に畜産経営に大きな影響を及ぼすおそれのある疾病を機構理事長が対象として指定できるようにしています。

（問3）本事業の補助の仕組みはどのようなものですか。

（答）融資を行った融資機関に対して、（公社）中央畜産会が、農畜産業振興機構から補助を受けて利子補給を行うという仕組みとしています。

（問4）融資枠はいくらですか。

（答）令和4年度から令和8年度までの5年間で60億円の融資枠を用意しています。

（問5）借入手続きはどうすればいいですか。

（答）借入希望者は、農協等の融資機関に相談の上、畜産経営維持計画を作成し、都道府県知事に提出することになります。個人経営2千万円以下、法人経営8千万円以下の場合は、都道府県知事の承認を受ければよいですが、これを超える案件については、都道府県知事の審査を受けた上で機構理事長に申請し承認を受けることとなります。

### （貸付対象者）

（問6）資金の貸付対象者いかに。

（答）貸付の対象者は、①家畜伝染病の発生等に伴う家伝法に基づく家畜等の処分により経営の停止又はこれに準じる深刻な影響を受けた生産者（経営再開資金）、②家畜伝染病の発生等に伴う家畜及び畜産物の移動制限又は搬出制限の対象となった畜種を飼養し、経営継続が困難となった生産者及び移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家等との取引や輸出先国から取引を停止さ

れ、経営継続が困難となった生産者（経営継続資金）、③ 広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生等により、深刻な経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者（経営維持資金）です。

（問 7）令和 2 年 2 月 5 日付けで公布・施行された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 号）」により、アフリカ豚熱（ASF）が豚等の飼養農場で発生し、又は野生いのししにおいて陽性が確認された場合に、予防的殺処分が実施できるようになりましたが、予防的殺処分が行われた経営については、経営再開資金の貸付対象者となりますか。

（答）経営再開資金の貸付対象者となります。なお、アフリカ豚熱だけでなく、口蹄疫の発生に伴い、予防的殺処分が行われた場合も、同様に、経営再開資金の貸付対象となります。

（問 8）家伝法第 3 2 条に基づき疫学関連家畜又は疫学関連家きんの飼養農場として家畜等の移動が制限され、経営継続が困難となった経営は、経営継続資金の貸付対象者となりますか。

（答）経営継続資金の貸付対象者となります。

（問 9）経営継続資金の対象家畜伝染病の感染の疑いが生じた場合に、都道府県の要請により移動を自粛した者は、経営継続資金の貸付対象者となりますか。

（答）経営継続資金の貸付対象者とはなりません。なお、その後の検査により発生農場となった場合には、経営再開資金の貸付対象となります。

（問 10）都道府県知事による家伝法第 6 条に基づく予防的ワクチン接種命令によりワクチン接種が行われ、出荷停止等による影響を受けた経営は、本資金の貸付対象者となりますか。なる場合はどの資金ですか。

（答）経済的影響に係る貸付要件を満たした場合には、経営維持資金の貸付対象者となります。

（問 11）令和 4 年 2 月 1 4 日施行の要綱改正で、対象が拡大となったのは具体的にどのような生産者ですか。

（答）移動制限又は搬出制限の対象となった畜種を飼養する生産者以外に、移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家・と畜場等との取引が停止され経営継続が困難となった生産者と輸出先国から輸出取引が停止され経営継続が困難となった生産者も貸付対象となりました。

（売上の減少が要件となりますので、このような貸付予定案件を把握した場合には、ご相談ください。）

（問 12）移動制限区域内においては、経営継続資金のほかに経営維持資金も対象となると考えられるが、その場合の両資金の仕分けはどのようになっているのですか。

（答）移動制限区域内においては、経営継続資金のほかに経営維持資金も対象となり得ます。しかしながら、経営維持資金には販売に係る 1 k g 当たり換算額又は 1 頭当たり換算額の要件等があるため、移動制限区域内であれば経営継続資金が借りやすいものと考えられます。

（問 13）株式会社や農協は貸付対象となりますか。

（答）資金の借入希望者が株式会社や農協であっても、畜産経営を行っていれば対象となります。

なお、農協については、農協法で認められている範囲内での畜産経営を行っているのであれば対象になりますが、この場合、畜産部門以外の経費を対象として借入を行うことはできません。

(問 14) 預託により家畜を飼養しているが、対象となりますか。

(答) 本資金の貸付対象者は、畜産経営を営む者です。

すなわち、農業を「自己の計算により、自己の危険負担のもとに行うものであることが認められるもの」でなければ貸付対象者にはなりません。したがって、1頭当たり若しくは1日当たりの報酬を受けて家畜を飼養している場合などは、一般的に畜産経営を営んでいる者とはいえず、むしろ、経営上のリスクを負っている預託元が貸付対象者になると考えられます。

(問 15) 任意団体は貸付対象者となりますか。

(答) 畜産経営を任意団体の形態で営んでいるケースについては、その必然性等について想定しがたいたいのですが、仮にあるのであれば、当該畜産経営の実態を踏まえた貸付対応・判断が必要であると考えますので、事業実施主体である（公社）中央畜産会までご相談ください。

(問 16) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの場合に、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等を対象とせず、養鶏経営のみを対象とする理由を教えてください。

(答) 食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等は、家きんを飼養する農業者ではないため、本資金の対象とはなりません。（なお、中小企業であれば、中小企業庁で行っているセーフティネット貸付の対象となります。）

(問 17) 種豚を飼養し、繁殖豚や精液を販売する経営については、当該資金の対象となりますか。

(答) 当該資金の対象となります。

(問 18) イノブタ又はいのししを飼養する畜産経営体は本資金の対象となりますか。

(答) 繁殖雌豚に雄のいのししを掛け合わせる等によりイノブタを生産している畜産経営体又は素畜としてイノブタを購入して出荷している畜産経営体に限って、本資金の対象とします。

なお、経営継続資金及び経営維持資金の借入計画額については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別添2の第3の2の（1）のカの（ア）に規定する肥育豚にはイノブタ、繁殖豚にはいのししを含めて、上限額を算出した上で、決定してください。

### (資金の使途)

(問 19) 貸付実行日以前につなぎ資金として借り入れたものを、本資金で借り換えることは可能ですか。

(答) 既往負債の借換えになるため対象とすることはできません。

(問 20) 本資金を営農貸越や未払金へ充当することは可能ですか。

(答) 本病発生以降、その影響を受けて積み上がった未払金等に充当することは可能です。ただし、

通常の未払金の残高水準と影響を受けた期間を勘案して適切であると認められる金額に限ります。

(問 21) 資金使途のうち「その他の畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費」とは、具体的にどのようなものですか。

(答) 家畜伝染病の発生等により、移動制限・搬出制限や風評被害等による取引数量減少等の影響により通常の収入を得ることが困難と見込まれる期間に要する経営費用、殺処分等前の飼養規模に戻すために要する経営費用（水道光熱費、獣医師料、賃借料等）及びへい死家畜の処分に係る費用を想定しています。

なお、畜産経営に要した既往債務のうち、3か月以内に約定償還日が到来する当該約定償還に要する経費については、畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費の一部として対象となります。

(問 22) 資金使途について「既往負債の借換えを除く」とありますが、どのような場合が既往負債の借換えに当たりますか。

(答) 例えば、約定日が1年以内に到来する既往負債を、本資金より高利であるなど借換えのメリットがあること等を理由に、本資金借入により、償還日以前に繰上償還する等意図的に行われたと認められる場合です。

これについては対象外貸付であり、利子補給金の交付が受けられなくなるほか、債務保証に係る支援も受けられなくなりますので、十分にご留意願います。

(問 23) 経営再開資金の資金使途として、雇用主の報酬を対象とすることは可能ですか。特に法人の場合はどうですか。

(答) 家族労働費（個人）、役員報酬（法人）について、経営再開に必要な労働費であれば対象とすることが可能です。また、経営維持計画を作成する場合、家族労働費・役員報酬は、雇用労働費として計上し、算出根拠を記入してください。

#### (融資機関)

(問 24) 融資機関はどのようなところですか。

(答) 本資金の融資機関は、①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③農林中央金庫、④都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合です。

#### (貸付限度額・借入計画額)

(問 25) 貸付限度額はいかん。

(答) 貸付限度額は、資金別に次のとおりとなります。

##### 1. 経営継続資金又は経営維持資金

- |                  |       |             |       |
|------------------|-------|-------------|-------|
| ・乳牛（水牛含む）1頭当たり   | 13万円  | ・肥育用牛1頭当たり  | 13万円  |
| ・繁殖用雌牛1頭当たり      | 6万5千円 | ・肥育豚1頭当たり   | 1万3千円 |
| ・繁殖豚1頭当たり        | 2万6千円 | ・家きん100羽当たり | 5万2千円 |
| ・繁殖用めん羊及び山羊1頭当たり | 1万3千円 |             |       |

##### 2. 経営再開資金

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・個人経営2,000万円 | ・法人経営8,000万円 |
|--------------|--------------|

(問 26) 経営継続資金又は経営維持資金の貸付限度額を算定する際の頭羽数とは、飼養頭羽数ですか。それとも患畜及び疑似患畜の頭羽数ですか。

(答) 原則として、経営維持計画作成時の飼養頭羽数です。ただし、家畜の処分等により作成時点の飼養頭羽数が激減している等の理由がある場合には、通常の経営における飼養頭羽数を基準に貸付限度額を算定することが可能です。

なお、本資金は、経営継続・維持に必要な飼料代等の費用について融資の対象とするものであることから、鶏の例では初生ひな（2日齢未満）は貸付限度額の羽数には算定されないこととなります。

(問 27) 借入計画額にかかる留意点はありますか。

(答) 経営継続資金については、借入計画額が個人で2,000万円、法人で8,000万円を超える畜産経営維持計画は、機構理事長の承認が必要となります。また、当然のことながら、これらについては融資機関の審査も厳しくなると思われます。

(問 28) 家伝法に基づいて交付される手当金、家畜防疫互助金等の交付金相当額は、再開等に必要なものとして積み上げた借入計画額から差し引くのですか。

(答) 本資金は、経営再開や経営維持に必要な肥飼料費や家畜の購入資金等を融通するものです。また、借入計画額の算定に当たっては、資金制度上は、家伝法に基づいて交付される手当金や家畜防疫互助事業における家畜防疫互助金等とリンクしているものではありません。このため、必ずしもこれらの交付金相当額を差し引く必要はありません。

ただし、本資金はあくまでも借入金であり、将来必ず返済する義務を負うものであることから、手当金等が交付された場合には、繰上償還（借入前であれば借入金を減額）する等、農家それぞれの経営実態を十分考慮しつつ、必要最小限の借入となるよう指導していくことが望ましいと考えています。

(問 29) 融資は1回限りですか。

(答) 1回目の借入額が経営維持計画に記入した頭羽数により算出された限度額以内であれば、その残額の範囲内で再度、借入れを行うことは可能です。ただし、当然のこととして、2回目以降の借入についても当該家畜伝染病の影響が続いていることの証明が必要となります。追加借入については、その分、融資決定までに時間を要するばかりでなく、事務手続きの煩雑さも考えられることから、可能な限り、1回の借入手続きで済むよう計画内容を検討の上、申請いただくようご指導願います。

なお、低利な制度資金であってもあくまでも借入金であり、将来必ず返済する義務を負っているものであることに十分留意して借入額を計画することが必要です。

また、経営継続資金及び経営維持資金については、1回目の申請額が個人で2千万円、法人で8千万円以内の者で、2回目の申請額でこれを超えることとなる場合、経営維持計画の承認が都道府県知事から機構理事長の案件となりますのでご注意ください。

#### (償還期限等・償還方法)

(問 30) 償還期限はどのようになっていますか。

(答) 経営再開資金、経営継続資金及び経営維持資金のいずれも償還期限は7年以内（うち据置期間

3年以内) です。

(問 31) 償還方法や償還計画額の設定方法に決まりはありますか。

(答) 償還方法は原則として元金均等償還です。また、元金償還額は千円単位の金額とします。融資額を元金償還回数で除した金額が1回当たりの償還額になりますが、その償還額に千円未満の端数がある場合は、元金償還第1回目か最終回のいずれかに集約し、その他の償還を千円単位の均等償還額としてください。

(問 32) 元金均等償還について、月払いや四半期払いによる対応は可能ですか。また、借入金の償還期限前に余裕ができた場合は、繰上償還が可能ですか。

(答) 経営の実情に即した償還という観点から、月払い、四半期払い等の年複数回償還の方法をとることが可能です。また、繰上償還については、資金に余裕が生じた場合はそれを行うことがむしろ経営上望ましいと考えますので、融資機関にご相談ください。なお、繰上償還額も千円単位としてください。

#### (貸付利率等)

(問 33) 貸付利率及び利子補給率はどのように決められるのですか。

(答) 経営再開資金及び経営継続資金の貸付利率は、1.475%以内(令和7年3月19日現在)で、これは、農業近代化資金の基準金利(2.95%)の1/2となっています。利子補給率は、貸付利率と同率以内です。

経営維持資金の貸付利率は、(基準金利-1.25%)以内で設定され、利子補給率は1.01%です(基準金利と貸付利率、利子補給率との差は地元負担(0.24%以上))。

ただし、基準金利が2.5%を下回る場合は、貸付利率は基準金利の1/2以内、利子補給率は当該貸付利率に125分の101を乗じて得た率以内となります。令和7年3月19日現在では、基準金利が2.95%であるため、貸付利率は1.700%以内、利子補給率は1.01%以内となっています。

また、国の利子補給分1/2に上乗せして、地方自治体が残った部分の金利を利子補給した場合には、実質無利子で対象者へ貸し付けることが可能となります。なお、地方自治体が予算措置した利子補給分・保証料補助分についてはその1/2が特別交付税の交付対象となります。

(問 34) 貸付利率及び利子補給率は固定型ですか。

(答) 貸付利率及び利子補給率は固定型で、貸付実行時点で適用された率は償還期限まで変わりません。

#### (債権保全措置)

(問 35) 本事業における担保及び保証人の考え方について教えてください。

(答) 本事業では、実施要綱別添2の第3の2の(2)のアにおいて債権保全措置を求めており、担保・保証人が十分でない場合は、担保・保証人を徴求するか、農業信用基金協会の保証が必要です。

しかし、本資金については畜産経営維持安定特別対策事業の対象となっていることから、無担保・無保証人であっても、農業信用基金協会が保証の引受けを承諾すれば、農業信用保証保険制度の対象となり、融資を受けることが可能となります。この場合、農業信用基金協会の家畜疾病



経営維持資金に係る保証範囲は100%であり、融資機関にとってリスク無しで融資が可能であることから、農業信用基金協会の保証を付与した場合の当該資金の貸付けに当たっては、資金を必要とする畜産経営体への円滑な融通のため、原則として無担保・無保証人での貸付けを行っていただくよう、融資機関に対して周知をお願いします。

(問 36) 商系の農家であり、農協との取引がないので、農業信用基金協会の保証が受けにくいのではないですか。

(答) 本資金の融資に際して、担保・保証人が十分であると融資機関が判断する場合は、農業信用基金協会の保証は必要ありません。

ただ、農協系統以外の融資機関から借り入れる場合で、農業信用基金協会の保証を希望する場合は、(農協の組合員でない場合、)まず、借入希望者が出資(1口1万円以上)を行って農業信用基金協会の会員になるとともに、保証利用する融資機関(=資金貸付融資機関)は受益者の立場から、一定の拠出金負担等を行うことが必要となります。

なお、都道府県農業信用基金協会に対しては、農協系統以外の融資機関を利用する農家に対しても公平な保証の取扱いを行うよう指導しているところです。

### (その他)

(問 37) 家畜疾病経営維持資金とその他の資金を併せて借入することは可能ですか。

(答) 家畜疾病経営維持資金とその他の資金を併せて借入することは、併せて借りようとする当該資金制度からの制約がない限り可能です。その場合、当然のことながらそれを織り込んだ償還計画等を融資機関が認めることが前提となります。

(問 38) 本資金管理のため、専用の新たな口座を開設する必要はありますか。

(答) 必須事項とはしていません。

## 2. 経営維持計画について

(問 39) 借入のために必要な経営維持計画書の様式等はどこで入手すればよいですか。

(答) 機構のHP(以下のアドレス)から入手できますのでご活用ください。

<https://www.alic.go.jp/operation/livestock/assistance-guideline.html>

なお、WordやExcelの様式が必要な場合には、以下担当課までご連絡ください。

(担当：畜産振興部畜産生産課 03-3583-9334)

(問 40) 全国又は複数県に展開している畜産経営体の場合、農場単位で経営維持計画を作成するのですか。また、農場が複数県にまたがっている場合、どこに申請すればよいですか。

(答) この事業は、それぞれの農場単位に着目して申請する仕組みとなっており、全国又は複数県に展開する経営であっても必要となる資金については、農場単位で異なることから、農場ごとに経営維持計画を作成することになります。経営維持計画の承認については、当該農場が所在する県の知事がそれぞれ判断して行うこととなります。

(問 41) 当該経営体が同一県内に複数の農場を有しており、その複数の農場で殺処分が行われた場合、経営再開資金の貸付限度額はどのようになるのですか。

(答) 1つの経営体が同一県内において複数の農場を有している場合、基本的には経営維持計画は農場ごとに作成することになります。経営再開資金の限度額は、1経営維持計画当たりのものであり、それぞれに適用・算定されることとなります。

なお、複数の農場で殺処分が行われた場合でも、経営全体で一つの経営維持計画を作成することも可能ですが、借入計画額はそれに即して算定することとなります。

(問 42) 当該経営体が複数の農場を有しており、発生農場と移動制限区域内の農場を共に有している場合、経営継続資金と経営再開資金の両方を借りることは可能ですか。

(答) 基本的にはそれぞれの農場単位で、経営維持計画を作成して借り入れることとしているため、農場ごとに異なる資金を借りることはあり得ます。ただし、農場ごとに経営維持計画が作成できない場合、一計画につき一資金としているので、どちらか有利な資金を選択することになります。

(問 43) 個人向けとして、別紙様式第1-1号(経営再開資金)又は別紙様式第1-2号(経営継続資金・経営維持資金)に添付する別紙1-1(経営再開資金・個人)又は1-3の経営収支計画(経営継続資金及び経営維持資金・個人)を作成する際、(注)で「現金収支に係る金額のみ」とあるが、その趣旨はどういうことですか。

(答) 本資金の借入対象としているものは、基本的には、家畜伝染病の発生等により影響を受けることが見込まれる間に必要な現金的営農経費であって、買掛未払金等で処理することとしているものについては、将来において支払うものであることから所要額の算定に入れないこととして整理しています。なお、法人経営においては、損益計算書を転記することとしていますが、この考え方は個人の場合と同様です。

(問 44) 前問にある現金収支のみでは、会計手法の相違により前年度実績の書類と内容が異なることも考えられるが、その場合の取り扱いはどうすればよいですか。

(答) 前年度実績に関する書類の提出は、主に前年の収入、現金支出及び借入金の内容を確認することが目的であり、例えば家畜を販売した時の書類や、飼料等の購入時の領収書、営農口座の写し、借入金の証書などで対応することが可能です。既存の書類の内容が収支計画の項目と一致しない場合でも、違いの理由を明記し、融資機関及び県における計画書の確認書類として適当なものであると判断できる場合は差し支えありません。

(問 45) 経営継続資金の申込みのため経営維持計画を作成するに当たり、別紙1-3(経営継続資金及び経営維持資金・個人)及び1-4の経営収支計画(同・法人)の所要額等計算書の前年実績や本年計画等については、当該経営の事業年度でよいのか。また、経営再開資金には本年度欄がないが、考え方を教えてください。

(答) 当該経営の事業年度で差し支えありません。例えば、法人経営では4月から3月が多く、個人経営では1月から12月になると考えられます。経営再開資金では、前年度の決算期の実績と、殺処分後の経営が再開した年以降の計画を見極めるためのものです。

(問 46) 経営収支計画において、減価償却費をどのように取り扱うのですか。

(答) 現金収支に係る金額のみを把握するため、減価償却費は支出としてカウントしません。法人の場合は、減価償却費の記載欄がありますが、「修正された償還財源」を計算する際、「うち減価償却費(4)」を加算するので、最終的に個人の場合と同様の計算となります。

(問 47) 経営維持計画の作成上、手当金等（家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項に規定する手当金及び同条第 2 項に規定する特別手当金をいう。以下同じ。）はどの欄に記入したらよいですか。

(答) 別紙 1-1 又は 1-3 の経営収支計画（個人用）については「出稼ぎ、被贈、年金等の所得」の欄に、別紙 1-2 又は 1-4 の経営収支計画（法人用）については「事業外収入」の「うち国の奨励金」の欄に総額を記入の上、いずれも「備考（算出基礎）」の欄に手当金等の内訳を明記してください。

(問 48) 別紙 1-1 から 1-4 までの収支計画の「うち国の奨励金」に記入する場合、手当金等が支給されないことには記入できないが、これにより申請手続きが遅れることにはならないですか。

(答) 手当金等を記入しようとする場合において、まだ金額が確定していない場合には、見込額を記入して下さい。なお、実際に交付された金額が当初の見込額よりも増えたことにより資金に余裕が生じた場合は、繰上償還することが望ましいと考えられます。

(問 49) 別紙 2-1 及び 2-2 の「借入金の状況及び償還計画」の表の「 年 月末残高」とは、どの時点の残高を指すのですか。

(答) 前年度の決算期の残高となります。

(問 50) 別紙 2-2 の「借入金の状況及び償還計画」を作成した結果、当年度の償還財源と償還元金との差額が赤字でないと本資金を借入れられないのですか。

(答) 当年度の償還財源と償還元金との差額（収支）が赤字である必要はありません。現に影響を受けて困っているかどうかで判断することになります。

なお、次年度以降償還計画が赤字になっている場合は、償還財源が確保されていないと判断され融資が困難となる可能性もあると思われます。

(問 51) 別紙 2-1 及び 2-2 の「借入金の状況及び償還計画」で、次年度以降赤字の場合は融資困難と単年度で判断するのですか、若しくは償還期間内全体で判断するのですか。

(答) 償還期間内全体で判断します。このため、償還財源と償還元金との差額が 3 年目まで赤字になっている場合は、償還期限までに償還財源が確保されていることを確認するため、別紙 1-1 から 1-4 まで並びに別紙 2-1 及び 2-2 については、償還財源と償還元金の差額が黒字になる年まで記入いただくようお願いします。なお、償還期限内で黒字とならない場合は、償還財源が確保されていないものと考えられ、明らかに達成不可能と思われる償還計画にもとづく融資は困難であるため、計画の策定及び審査にあたってはその点に十分ご留意下さい。

(問 52) 別紙 2-2 の償還計画（経営継続資金・経営維持資金）の当年度の償還元金の内数として「影響を受けた期間の償還分」を記載する欄があるが、何のために記載するのですか。

(答) 影響を受けた期間の償還が困難であることを確認するために記載させるものですが、把握困難な場合には記載しなくても差し支えありません。（影響を受ける期間を正確に記載することは難

しいことから、大きく影響を受けると思われる期間をおおむねで構わないので記載してもらいたいという趣旨です。)

(問 53) 複数部門（飼料販売、加工等）をもつ経営の場合、収支・償還計画は経営全体で作成しても構わないですか。

(答) 企業経営の場合、部門ごとに分離して計画作成することは可能と考えています。また、個人経営の場合でも、原則、生産部門だけを分離した計画作成をお願いします。

(問 54) 申請に際し、添付書類はどの程度まで必要ですか。たとえ添付が無くても経営規模等から判断し、妥当な金額であれば証拠書類と認めていいのですか。また、法人の場合も同様ですか。

(答) 経営維持計画だけでは判断できない部分がありますので、既存のものでよいので内容が判る資料を添付してください。証拠書類の全部が揃わなく一部欠けるような場合は、入手可能な範囲の資料をもとに判断します。法人の場合も同様です。

(問 55) 証拠書類の整備は必要ですか。

(答) 証拠書類は、資金借入後、借入れた資金がどのように使用されているのかを確認するために整備するものであり、実際に充当した支払に係る証拠書類（振込票、領収書等）を整備して下さい。

(問 56) 経営維持計画を受理してから都道府県が承認するまでに長期間かかっても問題ないですか。

(答) 都道府県知事承認の案件の場合、可及的速やかに手続きを行うこととし、経営維持計画作成日から起算して、長くても1か月以内に承認を行うように努めるものとし、大幅に遅れる場合については、その時点で融資機関等に状況をご説明下さい。

(問 57) 都道府県知事が承認する場合の判断基準はないのですか。承認行為のみ委任されても困ります。

(答) 統一的な判断基準は特段用意しておりませんが、提出された経営維持計画が妥当であるかを事業実施要綱に照らし、添付資料を参考に判断いただくようお願いします。借入希望者に対し早急に融資ができるよう借入手続きの簡素化を図るため、都道府県知事承認にしていることをご理解願います。

(問 58) 経営維持計画の承認に当たり、都道府県では承認基準を設けて審査を実施しているが、機構承認案件についても承認基準を明確にしていただけないですか。

(答) それぞれの提出書類を要綱と照らし合わせながら確認することになることから、一定の審査基準を設けることは困難と考えています。

(問 59) 農場が複数県に所在しそれぞれの農場で申請があった場合、各県では全体の判断が困難な場合があるので、こうしたケースでは機構承認とすることはできないですか。

(答) 疾病による影響が地域によって異なることから、本事業では属地主義としています。各県それぞれでは、経営全体としての判断が困難であることは理解していますが、現地の状況を把握する

ことが国段階では困難なこと、緊急避難的措置でかつ迅速な対応が必要なこと等から、各県での承認をお願いします。

(問 60) 融資機関が仮に当初の償還計画を超えて貸付が可能な場合、償還期限及び据置期間の変更を行い融資を継続することは可能ですか。また、その場合に利子補給を受けることは可能ですか。

(答) 計画の変更及び利子補給金の受給については、実施要綱に定める償還期限（7年以内）、据置期間（3年以内）の範囲内において可能です。

この場合、実施要綱別添2の第3の3の(10)から(13)までに規定される手続きに沿って、変更した経営維持計画について都道府県知事の審査を経て承認を受ける必要があります。

なお、審査の結果、計画の承認が取り消された場合、実施要綱別添2の第3の2の(2)のウの規定により、利子補給金の交付を行うことはできません。

(問 61) 実施要綱別添2の第3の3の(10)において、経営維持計画の内容を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、都道府県知事に変更後の経営維持計画の承認を受けることとなっていますが、軽微な変更とは何を指しますか。

(答) 軽微な変更とは、次に掲げる変更以外のものとします。

- ① 経営形態、畜種又は経営者の変更（ただし、経営者の変更は、家族間の事業承継又は法人化を除く。）
- ② 償還期限又は据置期間の延長及び約定償還額の減額
- ③ ①及び②以外の利子補給額の増額を伴う変更

軽微な変更に該当する場合であっても、実施要領に基づき、(公社)中央畜産会への報告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

(問 62) 令和4年2月14日施行の要綱改正で拡大となった経営継続資金b・cの要件に適合する場合の別紙様式第1—2の6はどのように記載したらよいですか。

(答) 取引が停止された相手先、輸出が停止された相手国、停止された具体的な取引内容及び前年同月からの総販売額の減少額等を記載し、具体的な影響・経営継続が困難となっている状況がわかるように記載してください。

また、家畜伝染病発生前の契約書、出荷伝票及び納品伝票等取引停止されたことがわかる書類、前年同月と比較して総販売額の減少が確認できる書類等が必要となります。

### 3. 経営維持資金

(問 63) 家畜疾病経営維持資金において、経営維持資金を創設した理由は何ですか。

(答) 家畜伝染病の発生等に伴い患畜等が確認された対象地域や家畜及び畜産物の移動制限又は搬出制限を受けた対象地域以外でも風評被害の拡大等が懸念されるところであり、これら区域外の農家であっても経済的影響を受けるとともに資金調達が困難な状況に対処するためです。

(問 64) 経営維持資金の対象地域はどこですか。

(答) 地域の制限はなく、国内での対象家畜伝染病発生による価格低下や出荷減少等から経済的影響を受け、貸付要件を満たしていれば全国どこの地域でも対象となります。

(問 65) どのような畜種を飼養している経営体が対象ですか。

(答) 現行では、国内における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、TSE、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、経済的影響を受けた牛、豚、家きん、めん羊又は山羊を飼養する畜産経営体が対象となります。なお、本資金は農業者に対する資金であり、ペットや観賞用の業者は対象とはなりません。

(問 66) 貸付要件は農家ごとに見るのですか。

(答) 農家ごとに貸付要件を満たしているかどうかを判断することとなります。

(問 67) 畜産経営以外にレストランを営んでいる複合経営体の場合、どのように取り扱うのですか。

(答) 農業者に該当するかどうかを判断し、該当する場合でも畜産経営部門以外の経費までを申請することはできないため、畜産経営に関する経費を算出して借り入れることとなります。

(問 68) 都道府県知事による家伝法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令によりワクチン接種が行われた生産者の場合、提出する書類として特に必要となるものはありますか。

(答) 都道府県知事の命令により予防的ワクチン接種が行われた生産者であることを確認していただくようお願いします。

(問 69) 家畜伝染病等の発生と風評被害等による経済的影響との関係はどう判断するのですか。出荷減少等の客観的理由を証する書類は何が必要ですか。

(答) 家畜伝染病が発生したことに伴う風評被害等から取引が停止又は商品が撤去された等により出荷量や販売額が減少した等、被った不利益の内容を畜産経営維持計画の借入理由欄に記入を求め、それをもって判断してください。予防的ワクチン接種が行われた場合には、そのことで当該経営の出荷量や販売額にどのような影響が及んだのかを借入理由欄において具体的に記入するよう求めてください。

また、発生前と発生後の契約書、出荷伝票及び納品伝票など、取引停止や取引数量減、取引価格の低下等が証明できる書類が必要となります。

(問 70) 経営維持資金において、過去の売上を証明する伝票等証拠書類を紛失している場合は、証拠書類不足として借りられないのですか。

(答) 過去5年分の証拠書類がない場合は、現存する書類だけで審査して差し支えありません。

(問 71) 貸付対象者の要件の直近1か月、直近1年間等の起点と終点はどのように取り扱うのですか。

(答) 経営維持計画を令和6年1月に作成する場合、通常は、直近1か月は令和5年12月であり、直近1年間は令和5年1月～令和5年12月となります。

(問 72) 直近とは、経営維持計画作成日の直近の出荷分でのよいのですか。

(答) そのとおりです。

ただし、前回出荷分は影響がなかったものの、次の出荷分は出荷先がなく不可能な場合は、家

畜の入舎月日、現在の日齢、出荷予定先からの解約通知等の確認により、直近の出荷をゼロとする場合もあり得ます。

(問 73) 貸付対象者の要件のうち、1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額としているのは何故ですか。販売額でもよいのではないですか。

(答) 販売額とした場合は、家畜伝染病の発生とは別の事由による出荷量の減少や、故意の出荷量の増減も反映される一方で、販売単価はより市場の影響をはかりやすいものであるため、1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額としました。

(問 74) 1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額を算出するに当たり、出荷後に返品された又は出荷できずに滞貨している畜産物はどのように取り扱うのですか。

(答) 1 返品され、その後も出荷することができずに廃棄した場合は、販売量としてカウントした上で、販売額を0円として算出できます。  
2 返品されたが、その後、再出荷することができた場合は、再出荷した時点の販売量、販売額で計算します。  
3 出荷できずに滞貨している場合は、出荷できた時点又は廃棄した時点で1又は2に準じて販売量、販売額を計算します。  
4 なお、1又は3の場合において、返品された数量については、返品伝票により確認し、出荷できずに廃棄した数量を計算に入れる場合は、処理業者の引受伝票等により数量を確認することが必要です。

(問 75) 出荷していない場合の1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額は0円でいいのですか。

(答) 出荷が不可能な場合は、肉用牛や豚、肉用鶏等の場合は、入舎月日、現在の日齢、出荷予定先からの解約通知等により、卵の場合は出荷先G Pセンター等からの解約通知により、出荷できない理由を確認した上で、問74の答の3により取り扱うこととします。

(問 76) 種豚を飼養し、繁殖豚及び精液を販売する経営の場合、1 頭当たり換算額はどのように算出すればいいですか。また、繁殖豚や精液が販売できなくなったために、と畜場に当該種豚を出荷した場合は、どのように算出しますか。

(答) 繁殖豚のみの販売の場合は、と畜場に出荷した場合と同様に、直近1か月の繁殖豚の販売額を販売頭数で割って1 頭当たり換算額を算出しますが、繁殖豚及び精液を販売する経営の場合は、直近1か月の繁殖豚及び精液の販売額を合計して当該月の種豚の平均飼養頭数で割って、1 頭当たり販売額を算出してください。(本疾病の発生日から直近1か月の場合も同様の考えで算出)  
また、と畜場に出荷した場合は、当該月の繁殖豚及び精液の販売額にと畜場への出荷額を加え、当該月の種豚の平均飼養頭数で割って算出してください。

(問 77) 出荷量は減少したが、1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額が2割以上減少していない場合は、対象にならないのですか。

(答) この場合、要件を充たしていないので対象とはなりません。(しかしながら、出荷できずに滞貨し、最終的に廃棄されたものがあり、数量が確認できれば問74の答の3により、販売量にカウントした上で、販売額は0円としてさしつかえないので、1 k g 当たり換算額又は1 頭当たり換算額は低下することとなります。)

(問 78) 経営維持資金の利子補給の地元負担分はどこが負担するのですか。融資機関に負担させてもよいですか。

(答) 地元関係機関（都道府県、市町村、融資機関等）で必要に応じ協議の上、負担をお願いします。

(問 79) 経営維持資金の利子補給の地元負担分を用意するまでは、貸付実行できないのですか。

(答) 地元負担の予算が措置されるまでの間であっても貸付実行は可能です。この場合、利子補給は貸付日から1年後に行うこととなるので、それまでの間に地元負担分を確実に予算措置していただく必要があります。（地元負担がない場合は、承認取り消しとなることもあります。）

(問 80) めん羊及び山羊の場合は、貸付額に関わらず、理事長の承認となるのですか。また、牛、豚及び家さんのように販売に係る1頭当たり換算額等の要件が示されていませんが、どのように承認するのですか。

(答) 貸付額に関わらず、理事長が承認することとなります。また、承認可否については、経営維持計画の借入理由欄に記入いただいた家畜伝染病が発生したことに伴う風評被害等による経済的影響の説明や、提出された証拠書類を見て、総合的に判断します。

#### 4. その他

(問 81) 本資金を家畜の購入費等に充当する場合等において、資金が貸付けられる前に当該家畜の導入等を行ってもよいですか。

(答) 家畜の導入等は、原則、経営維持計画の承認後としてください。ただし、地域の事情等により緊急に導入が必要な場合には、経営維持計画とともに事前着手届を都道府県知事に提出することにより、事前に導入等を進めていただいても構いません。

しかしながら、経営維持計画が承認されなかった場合や融資機関からの貸付けが行われなかった場合には自己責任となりますので、当該資金の融資にあたっては、できる限り事前着手とならないよう、計画的に手続きを進めてください。

(問 82) 融資機関が（公社）中央畜産会に対して利子補給金を請求する前に、知事の承認を得ることとなっていますが、どのような手続ですか。

(答) （公社）中央畜産会が利子補給金を交付するに当たり、知事が承認を行った経営維持計画に基づいた貸付に係る利子補給の状況につき知事に対して報告し、知事にそれを確認願いたいということです。

(問 83) 経営維持資金の利子補給に関する（公社）中央畜産会と融資機関との契約はいつまでに締結しなければならないのですか。

(答) 貸付実行日以前に締結してください。なお、利子補給契約は当面融資予定がない場合にも将来の利用予定のため契約を締結することができます。

#### 5. 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

(問84) 令和4年6月1日以降、経営維持計画に係る承認は、家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行うこととなりましたが、どのような経緯ですか。



(答)

国内における高病原性鳥インフルエンザの続発、豚熱におけるワクチン接種農場での発生の主な要因として、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったことが考えられており、疾病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を一層図っていく必要があります。そのため、畜産振興に係る補助事業及び制度資金については、令和4年度の事業実施に向けて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスの導入を進めることとなり、本資金においても飼養衛生管理基準の遵守に関する確認を行うこととしました。なお、クロスコンプライアンスの導入の方針として、国内における疾病発生状況や都道府県の農場立入状況等を踏まえ、当面の間、豚・鶏等を優先的に対象とすることとなっているため、本資金については豚・家きんが対象となります（牛、水牛、めん羊又は山羊は対象外。）

(問85) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認はどのように行えばよいですか。

(答)

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認は、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき家畜の所有者が毎年度都道府県知事に提出することとなっている定期報告書等で行ってください。

(問86) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した結果、不遵守事項があった場合はどうなりますか。

(答) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した結果、一部不遵守事項があった場合でも、定期報告書等で、不遵守事項についての今後の改善方針等が明確化されている場合、「不遵守事項があるが今後の改善が見込まれる」と判断し経営維持計画の承認を行うことが可能です。

なお、確認時点で今後の改善方針等が明確化されていない場合には、借入希望者と十分に協議を行い、今後の改善を促していただくようお願いします。

## 6. クイック融資メニュー

(問 87) クイック融資メニューとはどのような資金ですか。

(答) 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどが発生すると、原則として発生農場で飼養する全ての家畜の殺処分を余儀なくされ、収入が途絶することによって畜産経営に重大な支障が生じることになります。

クイック融資メニューは、事務手続きを可能な限り簡略化した上で、家伝法に基づき、原則として全ての発生農場に交付される手当金等の交付見込み額を限度に、無利子・保証料免除で迅速な資金融通を行うことにより、疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りを迅速に支援して、疾病発生農家の経営再開に資することを目的としたものです。

(問 88) クイック融資メニューと通常メニューの違いを教えてください。

(答) 経営再開資金は、疾病発生の影響を受けた畜産経営体に対し、畜産経営を再開して経営を維持できる程度の収入を得るまでの間に必要な資金を融通するものです。

このうち、クイック融資メニューは、発生直後で収入が全くない状況下でも迅速な資金融通を可能としていることが特徴です。

これに対して、通常メニューは、個別の経営計画に応じて、経営再開から経営維持が可能な収入を得るまでの間に必要となる金額を計画的に融通できるようにしていることが特徴です。

例えば、発生直後に悪化した資金繰りの対応としてクイック融資メニューを活用した上で、経営再開直後で収入が十分でないときの雇用労働費などの固定費や、家畜の購入費、あるいは再発防止のための取

組に要する経費に充てるために通常メニューを併用するといったことも可能です。

(問 89) 本事業の補助の仕組みはどのようなものですか。

(答) 融資を行った融資機関に対して、(公社)中央畜産会が、農畜産業振興機構から補助を受けて利子補給を行うという仕組みとしています。

また、基金協会が債務保証をする場合において、被保証者の保証料を免除するため、基金協会に対して、(公社)中央畜産会が、保証交付金の交付を行うという仕組みとしています。

(問 90) 対象疾病はどんな疾病ですか。

(答) 家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病(法定伝染病)のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、伝達性海綿状脳症(TSE)、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが対象となります。

これらの疾病は、発生に伴い、同法の規定に基づき原則として発生農場で飼養する全ての家畜を殺処分しなければならないものであり、ヨーネ病や伝染性リンパ腫、ランピースキン病といった、原則として感染家畜のみが殺処分・自主淘汰となるものや殺処分が必須ではないものは対象ではありません。

(問 91) クイック融資メニューの融通対象者について教えてください。対象疾病が発生した農場であれば、誰でもクイック融資メニューを活用できるのですか。

(答) クイック融資メニューの融通対象者は、対象疾病の発生により家畜等の殺処分を受けていることに加え、当該発生事例について、以下(融通対象者からの除外要件)のいずれにも該当しない必要があります。

この該当性の判断は、発生事例ごとに農林水産省消費・安全局動物衛生課長が行い、いずれにも該当しないことが確認された場合、その旨が発生事例を所管する都道府県に通知されます。

- ア 対象疾病の発生に当たって、都道府県に対する異常家畜の通報が大幅に遅延した疑いがある者
- イ 対象疾病の発生に当たり、飼養家畜に明らかな異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該疾病のまん延につながる行動をとった疑いのある者
- ウ 対象疾病の発生時に、当該疾病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

(問 92) 融通対象者の要件該当性の判断は農家ごとに行われるのですか。一度でも要件に該当しないと判断されれば、今後一切活用できなくなってしまうのですか。

(答) 融通対象者の要件該当性の判断は発生事例ごとに行われます。このため、過去に融通対象者に該当しないと判断された者が、その後一切活用できなくなるということはありません。

(問 93) 借入に当たって、借入希望者はどのような手続きを行えばよいのですか。

(答) クイック融資メニューの借入希望者は、発生農場を所管する都道府県に自身が融通対象者に該当するか確認してください。融通対象者であること(動物衛生課長通知が発出されていること)が確認できたら、畜産経営安定計画を作成し、融資機関に提出していただくことになります。

(問 94) 資金を融通できる融資機関はどのようなところですか。

(答) クイック融資メニューにより資金を融通できる融資機関は以下のとおりです。

- 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号。以下「農協法」という。)第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- 農協法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- 農協法第 10 条第 1 項第 10 号の事業を行う農業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 銀行
- 株式会社商工組合中央金庫
- 信用金庫及び信用金庫連合会
- 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

(問 95) 通常メニューのように、都道府県知事が資金を融通できる融資機関を指定しなくてもよいのですか。

(答) 迅速に資金が融通できるよう、あらかじめ資金を融通できる融資機関を要綱上具体的に規定しているため、都道府県知事の指定は不要です。

(問 96) 資金の使途について、「経営安定計画に基づいて畜産経営の安定を図るための必要な資金」とは具体的にどのようなものですか。

(答) クイック融資メニューは、対象疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りに対応するためのものですので、計画に基づきこれに対応するために必要なものであれば、資金の使途を具体的に限定していません。

(問 97) 貸付限度額はどのように算定すればよいのですか。

(答) 貸付限度額は、以下により算定される「手当金等交付見込額」又は「3億円(ただし、発生事例が複数ある場合には3億円に発生事例数を乗じた額)」のいずれか低い額としています。

(手当金等交付見込額) = (要綱別表1-2に定める単価(※)) × (家伝法に基づく家畜の殺処分頭羽数)

(例: 殺処分羽数 20 万羽の採卵鶏農場における貸付限度額)

貸付限度額: 839(円) × 200,000(羽) = 167,800,000(円)

(※) 要綱別表1-2に定める単価(主なもの)

畜種等	単価
肉用牛	552,532 円
乳用牛	296,822 円
繁殖豚(雌)	71,936 円
肥育豚	16,030 円
採卵鶏	839 円
肉用鶏	374 円

(問 98) 貸付限度額は手当金等交付見込み額とされていますが、実際に交付される手当金等の額が貸付限度額よりも大幅に少なくなることはないのですか。

(答) 対象疾病の発生に伴い、殺処分された家畜の評価額の全額が家伝法に基づき手当金等として交付さ

れます。一方、家伝法においては、対象疾病の発生予防又はまん延防止のために必要な措置を講じなかった者に対しては手当金等の一部又は全部を交付しないこととしています。

問 91 に記載した融通対象者からの除外要件に該当する者は、手当金等が大幅に減額される可能性が高いため、融通対象者から除くこととしています。

こうした者を除き、過去の発生事例において発生予防等に必要な措置を講じなかったとして手当金等が減額された者の減額率は 20%以内であることから、融通対象者に交付される手当金等の額は、評価額の 80%以上になると見込んでいます。

また、クイック融資メニューの貸付限度額の算定に当たり用いる1頭羽当たりの単価は、過去5年間に交付した手当金等の平均値の 80%としています(※)。

こうしたことから、クイック融資メニューの融通対象者に交付される手当金等の額が貸付限度額よりも大幅に少なくなることはないと考えています。

(※)別添:「令和2年度から令和6年度までに交付した家畜伝染病に係る手当金等の平均評価実績額等について」(令和7年3月 19 日付け6消安第 7471 号・6畜産第 3521 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長・畜産局企画課長連名通知)

6 消安第7471号  
6 畜産第3521号  
令和7年3月19日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事 藤島 博康 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
農林水産省畜産局企画課長

令和2年度から令和6年度までに交付した家畜伝染病に係る手当金等  
の平均評価実績額等について

別紙のとおり、令和2年度から令和6年度までに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき交付した手当金及び同条第2項の規定に基づき交付した特別手当金（以下「手当金等」という）に関する畜種別の評価実績額の1頭羽当たりの平均値を算定したので、家畜疾病経営維持資金のうち、経営再開資金におけるクイック融資メニューの貸付限度額の手当金等交付見込額の算定の参考とされたい。

また、クイック融資メニューによる資金の融通に当たり、その対象家畜伝染病の発生後、農林水産省消費・安全局動物衛生課長により当該発生事例に係る防疫措置（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条及び法第23条に基づく死体及び汚染物品の焼却等並びに法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒をいう。以下同じ。）完了時点で当該発生事例について融通対象者が下記の要件に該当しないことが確認された場合は、その旨を別紙様式により当該発生事例に係る都道府県に対し、当該発生事例に係る防疫措置完了から3日後までに通知することとしたので、御了知願いたい。

#### 記

- ア 対象家畜伝染病の発生に当たって都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いのある者
- イ 対象家畜伝染病の発生に当たって飼養する家畜に明らかに異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該家畜伝染病のまん延につながる行動をとった疑いのある者
- ウ 対象家畜伝染病の発生時に当該家畜伝染病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

(別紙)

令和2年度から令和6年度までに交付した手当金等に係る1頭羽当たりの評価実績額について

畜種	単価 (円/1頭羽)
肉用牛	690,665
乳用牛	371,028
繁殖豚(雄)	131,149
繁殖豚(雌)	89,921
肥育豚	20,038
哺乳豚(概ね28日齢まで)	3,350
採卵鶏	1,049
採卵鶏雛(概ね120日齢まで)	519
採卵種鶏	2,772
肉用鶏	468
肉用種鶏	2,272
うずら	233
あひる	3,459
あひる雛(概ね210日齢まで)	316
だちょう(エミュー含む)	225,985
きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	3,459

※ 原則として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに手当金等が交付された全発生事例の評価額(家畜伝染病予防法に基づく減額前のもの)の合計から1頭羽当たりの平均値を算出。

(別紙様式)

番 号  
年 月 日

都道府県畜産主務部長 殿

家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金におけるクイック融資メニューに係る融通対象者の要件確認について

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

貴都道府県内で発生があった下記1の発生事例に係る者については、下記2の家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金におけるクイック融資メニューによる資金の融通に当たり、融通対象者から除外される要件のいずれにも該当しないことをお知らせします。

## 記

### 1. 発生事例

- (1) 発生した家畜伝染病の名称
- (2) 発生日 令和 年 月 日 (国内 事例目)
- (3) 家畜伝染病予防法に基づき飼養家畜等の処分を行った者  
法人名 (屋号)  
住 所  
代表者名

### 2. 融通対象者から除外される要件

- (1) 対象家畜伝染病の発生に当たって都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いのある者
- (2) 対象家畜伝染病の発生に当たって飼養する家畜に明らかに異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該家畜伝染病のまん延につながる行動をとった疑いのある者
- (3) 対象家畜伝染病の発生時に当該家畜伝染病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

(問 99)家畜の殺処分頭羽数は、経営安定計画に添付すると殺指示書に記載された羽数とすればよいですか。

(答)と殺指示書(※)に記載された頭羽数は、実際に殺処分をする前の時点でのものであり、実際に殺処分された頭羽数と異なることがあります。このため、殺処分完了時に県が公表する資料などから実際に殺処分された頭羽数を確認し、(確認に用いた資料等を添えて)経営安定計画に記載するようにしてください。

(別記様式 5)

## と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所  
所長 〇〇

あなたが所有する(管理する)次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和28年法律第166号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

なお、迅速かつ適切なと殺の実施が困難である場合には、法第16条第3項の規定に基づき、当該指示に代えて、家畜防疫員がと殺を実施する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

### 記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)により審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。



(問100)貸付利率及び利子補給率はどのように決められるのですか。

(答)クイック融資メニューの貸付利率は無利子です。利子補給率は貸付時の基準金利と同率となります。

(問101)貸付利率及び利子補給率は固定型ですか。

(答)貸付利率及び利子補給率は固定型で、貸付実行時点で適用された率は償還期限まで変わりません。

(問102)クイック融資メニューの償還期限はどのようになっていますか。

(答)償還期限は2年以内とし、償還方法は一括償還とします。ただし、借入者は手当金等の交付を受けた場合は、償還期限にかかわらず速やかに償還していただく必要があります。

(問103)なぜ、償還期限にかかわらず、手当金等が交付されたら速やかに償還しないといけないのですか。また、具体的に手当金等交付後何日後までに償還しないといけないのですか。

(答)手当金等の交付により、少なくとも一定程度資金繰りが改善し、クイック融資メニューによる資金融通の目的は達成されることとなります。このため、償還期限にかかわらず速やかに償還いただくこととしています。

手当金等の交付以降の具体的な償還期限は設定していませんが、正当な理由なく手当金等の交付申請に着手しない場合には、経営安定計画の履行が困難となったと判断し、承認を取り消すこととなりますので、この趣旨を理解の上、手当金等の交付後速やかに償還されるよう努めていただくよう、お願いいたします。

なお、手当金等が交付された事実を融資機関として円滑に把握し、早期の償還を実現するため、本資金を融資した融資機関で開設された口座に手当金等が交付される口座を設定することも有効と考えます。

(問104)融資機関や都道府県が行う手続きについて、「5業務日程度」や「3業務日程度」といった具体的な日数が掲げられていますが、これらの日数を超過した場合の罰則規定はあるのですか。

(答)クイック融資メニューによる資金の融通に当たっては、疾病発生直後の資金繰りを支援する目的の下、迅速な資金融通を可能とするため、関係機関は自ら行う手続きについて可能な限り迅速に進めることを求めています。

このため、迅速な手続きの目安として、「5業務日程度」や「3業務日程度」といった具体的な日数を掲げましたが、超過した際の罰則は設けていません。

クイック融資メニューの目的を踏まえ、各機関において可能な限り迅速な手続きを行うよう、お願いいたします。

(問105)迅速な計画審査のためのポイントを教えてください。

(答)迅速な審査のために最低限必要な確認事項は以下のとおりです。

- 借入計画額が貸付限度額以下となっていること
- 対象疾病が発生し、家畜等の処分が行われていること  
(経営安定計画に添付されると殺指示書の記載内容と計画の内容を突合)
- 融通対象者からの除外要件に該当しないこと  
(動物衛生課長通知が発出されていることを確認)

<融通対象者からの除外要件>

ア 対象疾病の発生に当たって、都道府県に対する異常家畜の通報が大幅に遅延した疑いがある者

- イ 対象疾病の発生に当たり、飼養家畜に明らかな異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該疾病のまん延につながる行動をとった疑いのある者
- ウ 対象疾病の発生時に、当該疾病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

このほか、融資機関として最低限行うべき審査を否定するものではありませんが、経営安定計画の受理以降は可能な限り迅速に審査を行い、都道府県に計画を提出してください。

(問106) 農業信用基金協会の保証を受けなければならないのですか。

(答) 通常メニューと同様、融資に当たり、担保・保証人が十分であると融資機関が判断する場合には、基金協会の保証は必要ありません。借入希望者が基金協会の会員でない場合や資金貸付融資機関が拠出金負担を行っていない場合は、貸付までに時間を要することが想定されますので、借入希望者の担保・保証人の状況を確認の上、必要に応じて基金協会の保証の活用を御検討ください。

(問107) 農業信用基金協会の保証を受けようとする場合、都道府県として、可能な限り迅速に保証契約を提出するため、事前に借入希望者の情報を基金協会等必要な機関に提供したいのですが、可能ですか。

(答) 融通対象者の要件該当性に係る動物衛生課長通知を受け取った都道府県は、借入希望者の同意を得れば事前に関係機関に情報提供することが可能です。

動物衛生課長通知を受け取った後、速やかに借入希望者の意向を確認の上、同意を得て事前に関係機関へ情報提供を行うことにより、迅速な資金融通が可能になると考えます。

(問 108) 複数部門(飼料販売、加工等)をもつ経営の場合、これらの部門の経営状況も含めて経営安定計画を作成してもよいですか。

(答) 生産部門に限定した計画の作成が望ましいですが、迅速な融通に支障が生じるなど、やむを得ない理由があれば生産部門以外を含めた計画を作成して差し支えありません。

(問 109) 経営安定計画に添付するため、借入金・リースの返済予定表として、償還計画表を作成する必要がありますか。

(答) 新たに償還計画表を作成する必要はなく、借入金・リースに係る融資機関から発行された返済予定表等を添付してください。

(問 110) クイック融資メニューにおいても、貸付に当たり飼養衛生管理基準の遵守状況を確認しないといけないのですか。

(答) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認は不要です。